令和7年度 維持管理の状況 (廃棄物処理法第9条の3第6項)

岸和田市貝塚市クリーンセンター

○伽分した一般廃棄物の各日ごとの種類及び数量

単位·+

	末初の行月 こ	<u> </u>			
種類	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	合計
	4月	1, 801. 15	4, 497. 44	1, 505. 03	7, 803. 62
	5月	0.00	4, 710. 84	0.00	4, 710. 84
	6月	2, 664. 18	3, 764. 82	0.00	6, 429. 00
	7月	4, 489. 35	271. 34	0.00	4, 760. 69
	8月	4, 377. 18	4, 706. 76	0.00	9, 083. 94
可燃ごみ	9月				0. 00
可然この	10月				0. 00
	11月				0. 00
	12月				0. 00
	1月				0. 00
	2月				0. 00
	ব 🛭				0.00

○ 歴 歴 京 中 の 歴 歴 ギュ の 温 麻

₩*1*±.°

〇燃焼至中の燃焼フ	コスの温度				単位:℃
測定を行った位置	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	基準値※1
	4 月	962	972	936	
	5月	_	976	_	
	6月	931	960	_	
	7月	898	906	_	
	8月	923	973	_	800℃以上
焼却炉	9月				
NT AP N	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3 月				

備考:測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日 測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない 表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○焦じん哭に流入する燃焼ガスの温度

<u> ひ果しん奋に流入</u> 9)の燃焼ル人	ル 温及			単位:し
測定を行った位置	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	基準値※1
	4月	173	173	173	
	5月	_	172	_	
	6月	178	171	_	
	7月	174	170	_	
	8月	174	177	_	おおむね200℃以下
減温塔出口	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月		·	·	

備考:測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日 測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない 表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

単位:	ppm
-----	-----

〇煙突から排出され	ιる排ガス中の	の一酸化炭素の濃度(酸素)	農度12%換算値)		単位:ppm
測定を行った位置	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	基準値※1
	4月	0	0	0	
	5月	_	0		100ppm以下
	6月	0	0		
	7月	0	0		
	8月	0	0	ı	
煙突	9月				
性大	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	·			
Mt de void a 64 M a	3月				

備考:測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日 測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない 表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

へん 切乳 供 ながけ ギュ 加 理乳 供 に も い 徒 し も げ い じ ノ の 吟 士

			にたい恨したはいしんの除去
	除去位置		除去年月日(焼却炉停止中)
	冷却設備及び	1 号炉	
	排ガス処理設備	2 号炉	7月9日~15日
	がカヘ処理設備	3 号炉	4月21日~24日

備考:焼却炉運転中の冷却設備(過熱器)については、スートブローで周期的に除去 焼却炉運転中の排ガス処理設備(バグフィルタ)については、エアーパルスで周期的に除去

※1:廃棄物処理法施行規則第4条の5に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

〇煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 排ガスを採取した位置 | 採取した年月日 単位:ng-TEQ/m³N 法規制値※2 結果の得られた年月日 測定の結果 1号炉 2号炉 3号炉 煙突 令和7年5月27日 令和7年6月24日 0.00063 0. 1ng-TEQ/m³N

〇煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物排出量 排ガスを採取した位置 | 採取した年月日 単位:㎡N/h 法規制値※3 結果の得られた年月日 則定の結果 令和7年6月27日 令和7年7月11日 24. 9m³N/h 1号炉 令和7年5月27日 令和7年6月19日 0.0093 24. 7m³N/h 2号炉 煙突 3号炉

〇煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度 (酸素濃度12%換算値) 排ガスを採取した位置 採取した年月日 結果の行 単位:g/m³N 法規制値※4 結果の得られた年月日 測定の結果 令和7年6月27日 令和7年7月11日 < 0.0007 (白主基準) 1 号炉 令和7年5月27日 令和7年6月19日 <0.0007 2号炉 煙突 $0.\,04 g/ \r{m} N$ $(0.01\bar{g}/m^3N)$ 3号炉

○煙突から排出される排ガス中の塩化水素濃度(酸素濃度12%換算値)排ガスを採取した位置 採取した年月日 結果の得られた年月日令和7年6月27日 令和7年7月11日 単位:mg/m³N 法規制値※5 測定の結果 <0.7 (<0.7ppm) (自主基準) 1号炉 令和7年5月27日 令和7年6月19日 <1 (<0.7ppm) 2号炉 煙突 $700 \text{mg/m}^3 \text{N}$ (15ppm) 3号炉

〇煙突から排出され	1る排ガス中(の窒素酸化物濃度(酸素濃原	变12%換算値)		単位:ppm
排ガスを採取し	した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※6
		令和7年6月27日	令和7年7月11日	10	(自主基準)
	1 号炉				
		A407/FC B 07 D	A 40.7 / C D 10.D	00	
	2 号炉	令和7年5月27日	令和7年6月19日	22	
煙突	2 3 77				250ppm (30ppm)
					(ЗОРРІІІ)
	3 号炉				
	35%				

備考: ng (ナノグラム) …10億分の 1 グラム TEQ… 毒性等量と言い、ダイオキシン類には異性体(構造が異なるもの)が多く存在し、それぞれ毒性の強さが異なる。 ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラーダイオキシンの毒性を 1 として、それぞれの 異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。 mN (ノルマル立法メートル) …摂氏 0 ℃、1 気圧の状態に換算した気体の体積 ppm…濃度や割合を示す単位で、100万分の 1 を表す。

※2:ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2に規定する排出基準

※3:大気汚染防止法施行規則第7条に規定する排出基準

※3: ヘス/フ采りに広施行規則第 / 深に規定する排出基準 硫黄酸化物の排出基準は、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるK値規制方式であり、測定時の排ガスの流量、流速、 温度の実測値により算出されるため、一定の値をとらない。 ※4: 大気汚染防止法施行規則第 4条に規定する排出基準 ※5: 大気汚染防止法施行規則第 5条第 1号に規定する排出基準 ※6: 大気汚染防止法施行規則第 5条第 2号に規定する排出基準